



環 評 審 第 7 号  
令和 3 年 5 月 24 日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

沖縄県環境影響評価審査会  
会長 宮城 邦浩



主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業  
に係る事後調査報告書等の審査について（答申）

令和 2 年 12 月 16 日 付け 沖縄県諮問環第 13 号 で 諮問 の あつ た み だ し の こ と に つ い て、別添 の と お り 答 申 し ま す。



(別添)

主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業  
に係る事後調査報告書等に対する答申

1 赤土等による水の濁りについて

- (1) 一部の調査地点において、濁りの発生原因を畑地からの濁水と推察しているが、その根拠（発生源の確認、濁水の測定値、工事施工区域からの濁水の流出状況等）を示させること。また、工事施工区域からの雨水流出による河床の底質の巻き上げによる濁水発生も懸念されることから、底質の巻き上げによる濁水発生の有無も確認させること。
- (2) 事業者は河川等の濁りの状況について、工事前段階の最大値と比較し、評価を行っているが、降雨条件の違いや工事着手後の周辺状況の変化による影響についても考慮し評価させること。

2 つきしろIC付近で計画されている土地区画整理事業について

本審査会の現地調査において、事業者からつきしろIC付近で土地区画整理事業が計画されているとの説明があった。

(1) 重要な種の移動について

事業者は陸域動物に対する環境保全措置として、「造成範囲内で重要種が確認された場合、造成範囲外の適切な場所へ移動」とし、移動先は、環境影響評価書での確認位置、事後調査における確認状況、植生等の環境等を考慮し、選定したとしている。移動先については、移動先の環境が将来残ることが重要であることから、将来の土地利用規制等も考慮させ、土地区画整理事業実施区域外を選定させること。

(2) 環境影響評価、事後調査結果について

本事業と土地区画整理事業により複合的な環境影響が生じることが想定されることから、事業者は土地区画整理事業の事業者と情報共有（本事業の環境影響評価・事後調査結果、土地区画整理事業の工事計画・環境配慮内容等）を図らせ、両事業者間で当該地域の環境影響の回避、低減に努めさせること。

3 事業計画変更に伴い新たに追加された事業実施区域の環境影響評価について

(1) 工事施工ヤード、工事用道路について

事業者は、「工事施工ヤード、工事用道路の位置は現段階で未定だが、環境保全が必要な重要な地形・地質等、陸域生物及び生息環境などの分布を考慮して計画し、また工事施工ヤード、工事用道路設置のための土地の改変前に、重要な陸域生物の生育・生息の有無を確認し、必要な環境保全措置を行った上で施工します。」としている。

については、工事施工ヤード等の位置決定後、位置の選定理由、土地の改変前に実施した調査結果及び必要となる環境保全措置を事後調査報告書に記載させること。

## (2) 日照阻害について

本審査会の現地調査において、事業者より追加IC部分の詳細設計は令和3年度に実施するとの説明があった。事業者は、追加ICの詳細設計において、可能な限り追加ICの存在による日照阻害の影響を回避、低減する環境保全措置（高架橋の構造等）を検討する必要があることから、追加ICの詳細設計後の事後調査報告書に、検討した追加ICの存在による日照阻害の影響を回避、低減する環境保全措置を記載させること。

## (3) 小動物進入防止パネルについて

事業者は、小動物進入防止パネルの設置位置を、追加ICの詳細設計時に決定している。決定した小動物進入防止パネルについて、環境の保全について適切な配慮がなされているか確認するため、設置位置、形状、設置方法の検討結果及び効果を記載させること。

## (4) 施設供用時のロードキル情報の活用について

事業者は、前回の環境保全措置要求（令和2年3月4日付け環政第1378号）7(6)の「道路管理業務受託者からのロードキル情報の収集も実施すること。」に対して、施設供用時の事後調査に当たっては、道路管理者からのロードキル情報の収集も実施するとしている。

陸域動物に対する環境保全措置については、供用時の事後調査における道路管理者からのロードキル情報の収集結果も踏まえ、環境保全措置を検証させ、必要に応じ見直しを検討、実施させること。